

犬山市総合教育会議の傍聴に関する要綱

犬山市総合教育会議運営要綱第5条第2項の規定に基づき、犬山市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を次のように定める。

（傍聴の手続）

第1条 会議を傍聴しようとする者は、個人にあつては自己の住所及び氏名、団体にあつては当該団体の名称及び代表者の氏名並びに傍聴しようとする者の人数を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴の制限）

第2条 傍聴席が満員となったときその他市長が必要と認めるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話その他音の発する機器を使用しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、市長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(市長の指示)

第7条 傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。